

大阪電気通信大学と長崎外国語大学との大学間連携に関する協定書

大阪電気通信大学（以下「甲」という）と長崎外国語大学（以下「乙」という）は、相互理解に基づき連携協力することにより、互いの教育研究の一層の発展、教育内容の充実及び人材の育成等に関する大学間の交流を推進するため、大学間連携に関する協定（以下「協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、教育研究及び人材育成の分野で包括的に緊密な協力関係を築き、連携を深めることで、教育研究の活動の充実、学生教育の質的向上、人材の育成、教職員の資質向上及び大学間の交流等に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について相互に協力し、連携するものとする。

- （1） 教育研究の連携に関すること。
- （2） 学生間の研修・交流に関すること。
- （3） 教職員の研修（FD・SD等）に関すること。
- （4） 教職員間の人事交流に関すること。
- （5） その他大学間の交流等の連携に関すること。

（実施方法）

第3条 甲及び乙は、前条に定める連携事項を実施するとき、事項ごとに具体的な実施方法を双方の担当部署において協議の上、実施するものとする。

2 甲及び乙は、双方が必要と認めるとき、本協定に基づく事項を推進する機関として大学間連携に関する協議会を設置するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の2か月前までに、甲乙いずれからの申し出のないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲及び乙の協議により、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

2017年 9月 1日

（甲）大阪府寝屋川市初町18番8号

（乙）長崎県長崎市横尾3丁目15番1号

大阪電気通信大学

長崎外国語大学

学長 大石 利光

学長 石川 昭仁